

中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更
特記仕様書

1. 本工事は、中東情勢の変化等による供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について設計変更を行う工事である。
2. 調達検討資材は表―1とする。これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

表―1 調達検討資材

資材名	仕様・規格
電線・ケーブル	電線・ケーブル全般
被覆銅管	外面被覆銅管 水道用銅管 保温付被覆銅管
樹脂管	硬質ポリ塩化ビニル管 ポリエチレン管 架橋ポリエチレン管 ポリブテン管
冷媒配管	冷媒用断熱材被覆銅管
保温材	ポリスチレン
桷	プラスチック桷

3. 受注者は、次の①、②のとおり、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員に「調達検討資材に関する協議書（様式1）」を提出し、協議するものとする。迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、速やかに書面により協議するものとする。
- ① 調達検討資材の代替資材を調達する場合
 - ② 調達検討資材の流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達する場合を含む）

4. 設計変更に際し、受注者は、「調達検討資材に関する実施報告書（様式2）」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等（以下「証明書類」という）の資料を監督員に提出する。
5. 妥当性が確認された別途調達経費について設計変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
6. 本運用による設計変更内容は、埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条（スライド条項）の対象外とする。
7. 疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

様式 1

調達検討資材に関する協議書

以下の調達検討資材について、別途調達経費が必要となるので協議します。

種別	資材名	仕様・規格	対象数量 (単位)	購入時期	購入予定価格	中東情勢 の影響

(注)

1. 種別は、①又は②を記入する。

① 調達検討資材の代替資材を調達する場合

② 調達検討資材の流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合(受注者が流通経路を見直して調達する場合を含む)

2. 添付書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写しを監督員に提出する。①の場合は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料(カタログ等)を併せて監督員に提出する。

3. 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式価格でもよいが、別途調達経費に該当しない費用(労務費、機械器具費及び仮設材費)の増加費用は含めないこと。

4. 購入予定価格は、対象数量を調達した場合の総額(税抜・円)とし、①の場合は代替資材の価格、②の場合は別途調達経費を反映した価格を記載する。

5. 中東情勢の影響は、種別①②となった具体的な理由を記入

【例】通常は埼玉県内の営業所から調達するものを北海道から調達するため
通常 100 個単位で購入する資材が 10 個単位でしか購入できないため
など

様式 2

調達検討資材に関する実施報告書

以下の調達検討資材について、別途調達経費が必要となったので報告します。

種別	資材名	仕様・規格	対象数量 (単位)	購入時期	購入価格	証明書類

(注)

1. 種別は、①又は②を記入する。

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合

② 調達検討資材の流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となった場合(受注者が流通経路を見直して調達した場合を含む)

2. 証明書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の取引伝票、見積書、請求書等のうち、必要なものの写しを添付すること。

3. 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式価格でもよいが、別途調達経費に該当しない費用(労務費、機械器具費及び仮設材費)の増加費用は含めないこと。

4. 購入価格は、対象数量を調達した総額(税抜・円)とする。